

令和2年 特別区人事委員会勧告の概要について

1 特徴

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、民間給与実態調査を2回に分けて実施したことから、特別給について先行して勧告。月例給については、別途必要な報告・勧告を予定。

- (1) 特別給(期末・勤勉手当)の引下げ(0.05月引下げ 現行4.65月→4.60月)
- (2) 上記(1)により、特別区職員の平均年間給与は、約2万円の減

※「特別区職員の平均年間給与」は、民間給与との比較を行った職員(行政職給料表(一)が適用される事務・技術職員(新規採用を除く))についての令和2年4月1日現在の数値

2 国及び東京都の勧告状況

【特別給(期末・勤勉手当)】

区分	特別区(R2.10.23)	東京都(R2.10.30)	国(人事院)(R2.10.7)
支給月数	4.60月(△0.05月) (現行4.65月)	4.55月(△0.10月) (現行4.65月)	4.45月(△0.05月) (現行4.50月)

【月例給】

区分	特別区	東京都	国(人事院)(R2.10.28)
公民較差	別途必要な 報告・勧告を予定	別途必要な 報告・勧告を予定	△164円(△0.04%)
現行平均給与			408,868円
平均年齢			43.2歳
改定内容			据え置き

3 改定の内容

項目	主な内容	実施時期
特別給 (期末・勤勉手当)	①現行4.65月→4.60月に引下げ (0.05月引下げ) ②引下げ分については、12月の期末手当 から差引き	改正条例の公布の日